

安城市社会福祉協議会 民間福祉施設施設費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共同募金の配分金により、安城市内の民間福祉施設等（以下「施設等」という。）に、施設整備にかかる費用を補助することより、利用者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(補助対象施設)

第2条 補助の対象となる施設等は、次に掲げるものとする。

- (1) 認可外の障害児者施設
- (2) 認可外の保育所
- (3) 認可外の宅老所・ミニデイサービスセンター
- (4) 民間児童クラブ
- (5) その他社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が認める施設等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としない。

- (1) 代表者及び理事等（以下「役員等」という。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるもの。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が経営又は運営に実質的に関与していると認められるもの。
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの。
- (4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるもの。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、利用者の福祉の増進に寄与することを目的

に行われるもので、次に掲げるものとする。

- (1) 備品等設置費 利用者等のために必要とする備品の購入及び設置に要する費用
- (2) 補修改善費 施設を福祉対応型に補修改善（手すり、トイレ、スロープ等の設置改善をいう。）する費用及び施設の環境整備に必要とする費用

（補助額）

第4条 補助額は、対象となる施設費額（他の公的補助金控除後）の2／3以内とし、50万円を限度額とする。

2 補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助回数）

第5条 補助することができるのは、同一施設等については年1回とし、同一備品については1回限りとする。ただし、同一備品については耐用年数を経過したのちに、故障又は破損等により利用できなくなった場合はこの限りではない。耐用年数については、別表1 耐用年数（器具、備品）による。

（交付申請）

第6条 補助を受けようとする施設等は、民間福祉施設施設費補助金交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添付し、会長へ提出するものとする。

- (1) 民間福祉施設施設費補助金収支予算書（様式2）
- (2) 販売業者又は施工業者の見積書（写し）
- (3) カタログ（備品等設置費の場合）又は平面図（補修改善費の場合）
- (4) 施設の概要が記載された書類（パンフレット等）
- (5) その他会長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 会長は、申請期限までに提出された全ての申請書等について、その内容を審査し、必要性が高いと認められるものから予算の範囲内において順次補助金の交付を決定する。

また、申請期限後の申請についても予算の範囲内において受付及び交付することができるものとする。

2 会長は、民間福祉施設施設費補助金交付決定通知書（様式3）により、当該施設等にその旨通知する。

（計画の変更）

第8条 補助金の交付決定を受けた施設等は、申請した内容に変更を生じた場合は、遅滞なく民間福祉施設施設費補助金変更交付申請書（様式4）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

（1）変更後の収支予算書

（2）その他会長が必要と認める書類

2 会長は、変更内容について審査し、適當と認めた場合には民間福祉施設施設費補助金変更交付決定通知書（様式5）を交付するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた施設等は、当該事業終了後速やかに、民間福祉施設施設費補助金実績報告書（様式6）に次に掲げる書類を添付し、会長に提出するものとする。

（1）民間福祉施設施設費補助金収支決算報告書（様式7）

（2）販売業者又は施工業者の領収書（写し）

（3）施工前後の写真

（4）民間福祉施設施設費補助金請求書（様式8）

（報告内容の確認）

第10条 会長は、前条により民間福祉施設施設費補助金実績報告書等が提出されたときは、その内容が申請のとおり行われたかを確認する。この場合において、会長が必要と認める場合は、当該施設に関する書類の提出を求めることができる。

（補助金の交付）

第11条 会長は、前条の民間福祉施設施設費補助金実績報告書の確認後、当該施設等に補助金の交付を行うものとする。

（目的外使用の禁止）

第12条 補助金の交付を受けた施設等は、補助金を他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定に違反した施設等は、補助金を返還しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (備品耐用年数)

種類	構造又は用途	細目	耐用年数	
器具及び備品	1 家具、電気機器、ガス器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	ベッド	8	
		机及びいす	5	
		ラジオ、テレビ、DVDレコーダーその他音響機器	5	
		冷房用又は暖房用機器	6	
		冷蔵庫、洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6	
		じゅうたんその他の床用敷物	6	
	2 事務機器及び通信機器	電子計算機	パソコン（サーバー用のものを除く）	4
		複写機（コピー機）		5
		ファクシミリ		5
		インターфон及び放送用設備		6
		電話設備その他通信機器		
			デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6
			その他のもの	10
	3 時計	時計		10
	4 光学機器及び写真製作機器	カメラ、映写機及び望遠鏡		5
	5 前掲のもの以外のもの		主として金属製のもの	10
			その他のもの	5
その他	この表にないものは、◆減価償却資産の耐用年数等に関する省令（平成25年9月4日改正省令抜粋）別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数（抜粋）によるものとする。			

